

# 令和5年度舞鶴市文化財保全事業等補助金【概要】

舞鶴市では、地域で受け継がれてきた大切な「文化財」を適切に保全し、未来に継承していくために「舞鶴市文化財保全事業等補助金」を設けて支援を行っています。

↓例えばこんな時に活用できます

- 地域の寺や神社の建物を修理したい
- 伝統行事に使用する太鼓や道具の修繕をしたい
- 民俗芸能の継承のために記録映像を作成したい



補助対象事業（表1）

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助基準 ※別表参照
①有形文化財の保全 (建造物・美術工芸品等)	文化財の修理	建造物や美術工芸品等の文化財修理に必要な経費	A
	収蔵庫の設置	有形文化財の収蔵施設の新設に必要な経費	B
	防災防犯設備の整備 保存施設の修理	防災防犯設備の整備に必要な経費。 保存施設の修理に必要な経費。	C
②無形文化財の保全 (民俗芸能・伝統行事)	備品の購入・修繕 収蔵施設の新設・修繕	笛・太鼓・振物用具等の備品購入・修繕費 備品の収蔵施設の新設・修繕	D
	記録映像作成	民俗芸能等の記録映像作成に必要な経費	E
③文化財説明板等	文化財説明板の設置等	文化財説明板の設置費等、文化財の普及啓発に資すると認められる経費	F

補助率（表2）

区分	補助率	補助金の限度額	
		指定文化財※1	未指定文化財
①有形文化財の保全	補助対象経費の 1 / 2 ※2	60万円 (建造物の修理は100万円)	30万円
②無形文化財の保全		60万円	30万円
③文化財説明板等	補助対象経費の 2 / 3	40万円	

※ 予算枠を超えて補助申請があった場合は、各補助額を調整（減額）する場合があります。審査の上、交付決定を行い、交付補助金額が確定します。

※1 国指定、国登録、府指定、府登録、府暫定登録、市指定の各指定文化財を指します。

※2 国や府の補助を別途受ける場合の補助率は、補助対象事業に要する経費から国・府の補助金額を除いた経費の2分の1とします。



補助基準・条件等（表3）

補 助 基 準 ・ 条 件 等	
A	明治時代以前に建てられた（製作された）文化財的価値を有する建造物・美術工芸品等について、現状変更をすることなく、工法、仕様、材料等について配慮された修理を行うもの。
B	価値の高い有形文化財（美術工芸品等）を収蔵するための収蔵庫の新設。 （ただし、防災・防犯・防湿等の点で文化財の保管に十分と認められる構造をもつものに限る）
C	価値の高い有形文化財を収蔵する既存の収蔵庫、土蔵等の修理並びに防災・防犯設備（自動火災報知機、消火栓、避雷針、防犯機器、覆屋等）の設置・修理を行うもの。
D・E共通	地域住民の間で古くから伝承されている太鼓や太刀振等の民俗芸能・伝統行事で、文化財的価値があると認められる無形文化財を対象としたもの。（昭和20年以降に始まった新しい行事等は対象外）
D	対象行事の実施に不可欠な太鼓、衣装、道具等備品の新調・修繕を行うもの。 また、備品を収蔵するために必要な収蔵施設の新設・修繕を行うもの。（対象行事に係る備品専用の収蔵施設に限る）
E	対象行事の継承に資する記録映像を作成するもの。 （アマチュア撮影によるものは不可）
F	文化財に関する説明板の設置。その他、文化財の普及啓発に資すると認められるもの。
共通	消耗品費（指定文化財の維持に係るものは可）、飲食費、団体等の経常経費は補助対象外。
共通	宗教性が高いと判断される神輿（みこし）等の宗教行為に関するものは補助対象外。
共通	当該事業費の総額が6万円未満の事業は対象外。
共通	補助対象となる未指定文化財は、学術上又は歴史上の価値が高く、市民の文化向上に資すると判断された場合に限りです。（個人の私的なコレクションや私的な邸宅、私的行事は対象となりません）
共通	補助申請日以降に着手する事業で、令和5年3月31日までに事業が完了するとともに、実績報告書が提出できる事業であること。

補助対象事業者

補助対象文化財の所有者・管理者（自治会・保存会・寺社等）

申請書提出期限

令和5年6月30日（金）必着（期限厳守）

◆申請方法・・・必要書類（市HPに様式を掲載）に記入し、1部を下記まで提出してください。

◆申請書提出先・お問い合わせ先・・・舞鶴市文化振興課歴史文化まちづくり係  
Tel 0773-66-1019